

# 音楽&ものづくりスタジオ利用規約（新運用）

令和8年3月1日改正

## 1. スタジオの目的

音楽&ものづくりスタジオ（以下「スタジオ」といいます。）は、松江市市民活動センター（以下「STIC」といいます。）において、地域の人材や団体の協力を得ながら、松江市の将来を担う若者たちの自立を支援すること、また、新たな起業や文化の創造と交流を促すとともに、本市の活性化を図ることを目的とします。

## 2. スタジオを利用できる方

スタジオは、誰でも利用できます。ただし、小学生から39歳までの青少年（以下「青少年」といいます。）が優先的に予約できることとします。

### (1) 利用の条件

事前にスタジオ事務局（STIC6階：松江市青少年支援室内）にて、本規約の内容を確認し、同意した上で団体等の登録（以下「登録」といいます。）を受けた団体または個人であること。

### (2) 登録

新規、更新ともに、年度ごとに、スタジオ事務局へ事前連絡の上、原則として来所して手続きを行ってください。

#### ※ 登録の要件

- 1) 公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- 2) スタジオを宗教活動や政治活動を目的として利用しないこと。
- 3) 排暴措置対象者に該当しないこと。（松江市公有財産規則19条2）

#### ① 受付日時

平日9時～17時。（ただし、下記の日は受付を行いません。）

※ 土曜日、日曜日、祝日、盆（8/13～8/15）、年末年始（12/29～翌1/3）、STIC 休館日・メンテナンス日

#### ② 手続方法

利用者登録申込書に、下記を踏まえた上でもれなく記入し、提出してください。スタジオ事務局において(2)登録※「登録の要件」に照らし可否を決定します。

- 1) 代表者の本人確認を行うこと。
- 2) 利用者全員の登録を行うこと。
- 3) 青少年登録は、下記に該当する場合とします。  
利用時に青少年を半数以上含んでいること。  
スタジオを営利目的で利用しないこと。  
スタジオでの活動において、参加者に対し実費以外の負担を求めないこと。
- 4) 未成年が登録を行う場合は、保護者同意を行うこと。
- 5) 小学生・中学生が登録を行う場合は、保護者が来所して手続きを行うこと。

## 3. スタジオの予約・利用

### (1) 予約

登録完了後、松江市HP予約サイト（以下「サイト」といいます。）で手続きできます。

① 予約手続

随時、サイトへの入力可能です。

一般利用の場合は、同時に行政財産使用許可申請書を提出してください。

1) 仮予約

サイトへの入力完了後、自動配信の受付お知らせメールが届いた時点とします。

2) 予約確定

青少年：事務局が仮予約を確認し、受付処理を行った後、予約サイトのカレンダーに団体名が表示された時点とする。(ただし、仮予約確認・受付処理は、2.(2)登録①受付日時に記載の日時に行う。)

一般：上記後に、行政財産使用許可が行われ、支払いが完了した時点とする。

② 予約可能期間

青少年：利用希望日の90日前～7日前。

一般：利用希望日の30日前～7日前。

※ 利用希望日の6日前からは予約不可。

③ 予約可能コマ数

1) 利用時間は、平日は2時間を1単位(以下「コマ」といいます。)、土日は4時間を1コマとします。

\*平日

1コマ目：12時00分～14時00分

2コマ目：14時00分～16時00分

3コマ目：16時00分～18時00分

4コマ目：18時00分～20時00分(夜間扱い)

\*土日

1コマ目：9時00分～13時00分

2コマ目：13時00分～17時00分

3コマ目：17時00分～21時00分(夜間扱い)

2) 予約できるコマ数は、以下のとおりとします。

利用希望日90日前～31日前 1コマ/週

利用希望日30日前～7日前 2コマ/日

※ コマ数の上限は1日2コマまでとします。

④ 予約取消

原則として利用希望日の3日前までです。予約を取り消す場合は、必ずスタジオ事務局まで連絡してください。直前での予約取消が続く場合は、貸し出しを制限させてもらう場合があります。

(2) 利用できない日

水曜日、祝日、盆(8/13～8/15)、年末年始(12/29～翌1/10)、

STIC休館日

※その他必要により休館する場合があります。(主催講座開催日、STICメンテナンス日、天災等)

### (3) 利用にあたって共通ルール

- ① スタジオを利用する場合は、スタジオ事務局の指示に従ってください。
- ② 小学生がスタジオを利用する場合、中学生が夜間にスタジオを利用する場合は、必ず保護者同伴・監督の下で利用してください。
- ③ 発熱や風邪等の症状のある方、体調がすぐれない方は利用を控えてください。
- ④ 飲食について  
音楽スタジオ内では、ステージ外の場所において、アルコールを除く飲料のみ可能です。  
ものづくりスタジオ内では、他の利用者の迷惑にならない範囲での飲食（アルコール除く）のみ可能です。
- ⑤ 禁煙とします。（STIC敷地内には喫煙所はありません。）
- ⑥ 火気の使用は禁止します。電磁調理器等を使用しての調理も禁止です。
- ⑦ スタジオの入場人員は、事故防止のため定員を守ってください。
- ⑧ スタジオ利用時の活動を、他の団体が無料で見学できることとします。
- ⑨ ものづくりスタジオは防音設備ではありません。周りの利用者の迷惑にならないよう音量に配慮ください。
- ⑩ 利用者は、終了時間には片付け及び清掃、設備を原状に戻し、スタジオを退出してください。
- ⑪ ゴミは各自で必ず持ち帰ってください。
- ⑫ 設置備品（楽器・アンプ・スピーカーを含む）を故意に破損・紛失したと明らかに認められる場合は、弁償していただきます。
- ⑬ 設置備品が利用中に故障し、スタジオ事務局で利用時間内に対処できない場合、その時点でスタジオ利用を終了していただくことがあります。
- ⑭ 鍵の受け取り・返却について
  - 1) 利用者（小学校・中学校の場合は保護者）が青少年支援室まで来所して行ってください。
  - 2) 鍵の引き渡し時に、来所者の氏名・連絡先を鍵貸出簿に記入してもらいます。
  - 3) 平日昼間の鍵の貸し出しは、使用開始10分前から行うこととします。  
使用後は、チェックリストにて確認作業を行い、青少年支援室へ提出してください。
  - 4) 平日の夜間利用は原則として当日または前日に、土日利用は原則として前日または前々日に、青少年支援室へ17時までに来所し受け取ってください。  
使用後は、チェックリストにて確認作業を行った後に、鍵、チェックリストを青少年支援室が指定する場所に返却してください。
  - 5) 鍵を紛失された場合は、実費負担を行ってもらうこととします。
- ⑮ トラブル発生時は、平日昼間は青少年支援室（Tel0852-24-7602）へ、平日夜間・土日は市役所当直（0852-55-5555）へ連絡をお願いします。
- ⑯ 事務局が貸し出しの中止を判断した場合（気象警報・自然災害等）は使用料を返金いたしますが、利用者都合によるキャンセルの場合は返金はいたしません。

### (4) 事故等について

当施設の管理上の不備に起因する事故を除き、使用中に発生した事故や盗難については、青少年支援室は責任を負いません。

### (5) 利用の制限

本規約を遵守しなかったとき、利用にあたり他の利用者に迷惑を及ぼす行為やスタジオの設置

目的に反する行為がある、またはスタジオの管理運営上支障があると判断したときは、スタジオの利用停止または登録抹消とさせていただきます場合があります。

#### 4. 貸出設備等

##### (1) 音楽スタジオ

① 定員

35人（ステージ5人、観客席30人）

② 設置備品

ドラム、電子ピアノ、マイク、アンプ類、スピーカー、ギタースタンド、譜面台、ポケット型Wi-Fi

③ 利用料金

青少年利用：無料、一般利用：有料（行政財産使用料条例に基づき、別途定めます。）

##### (2) ものづくりスタジオ

① 定員

20人

② 設置備品

机、椅子、卓球セット（卓球台、ネット、ラケット、ボール）、ホワイトボード、ポケット型Wi-Fi

③ 利用料金

青少年利用：無料、一般利用：有料（行政財産使用料条例に基づき、別途定めます。）

#### 5. その他

##### (1) 駐車場

STIC北側の市営白湯駐車場（有料）を利用してください。

駐車場料金は、車1台につき200円券1枚をお渡ししますので、退出時にスタジオ事務局（17時15分以降・土日の場合は、事前に青少年支援室からお渡しします。）にて駐車券をまとめて提示してください。（ただし、お渡す枚数の上限は、登録を受けた団体等の構成人数分とします。）

##### (2) 駐輪場

自転車・バイクは、STIC東側の駐輪スペースを利用してください。